

## ドローン法に基づく在日米軍施設・区域の 対象防衛関係施設指定について

- 小型無人機等飛行禁止法の規定に基づき、ドローンを用いたテロ等の防止の必要性が高い在日米軍の主要な司令部、飛行場、港湾施設等（15施設）について、8月7日に、小型無人機等の飛行を原則禁止とする対象施設として指定。
- 米軍施設・区域の指定は初めて。今後、準備が整ったものから、段階的に他の施設・区域も指定する予定。

- 陸軍：**3箇所**（車力通信所、キャンプ座間、経ヶ岬通信所）
- 海軍：**4箇所**（厚木海軍飛行場、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、立神港区）
- 空軍：**3箇所**（三沢飛行場、横田飛行場、嘉手納飛行場）
- 海兵隊：**5箇所**（岩国飛行場※、キャンプ・シュワブ※、キャンプ・ハンセン、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場） ※一部水域含む

（参考）米軍施設の指定と併せて、航空部隊が所在する自衛隊施設（14施設）についても指定（自衛隊施設は、現時点で指定済のもの（27施設）を合わせると41施設を指定）

(お知らせ)

令和2年8月7日  
防衛省

## 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間を経過した後、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考) 対象防衛関係施設として新たに指定される29施設・区域

## (1) 自衛隊施設

- ・ 陸上自衛隊旭川駐屯地
- ・ 陸上自衛隊帯広駐屯地
- ・ 陸上自衛隊神町駐屯地
- ・ 陸上自衛隊相馬原駐屯地
- ・ 海上自衛隊大村航空基地
- ・ 海上自衛隊岩国航空基地
- ・ 航空自衛隊千歳基地
- ・ 航空自衛隊三沢基地
- ・ 航空自衛隊百里基地
- ・ 航空自衛隊浜松基地
- ・ 航空自衛隊小松基地
- ・ 航空自衛隊築城基地
- ・ 航空自衛隊新田原基地
- ・ 航空自衛隊那覇基地

## (2) 在日米軍施設・区域

- ・ 三沢飛行場
- ・ 車力通信所
- ・ 横田飛行場
- ・ キャンプ座間
- ・ 厚木海軍飛行場
- ・ 横須賀海軍施設
- ・ 経ヶ岬通信所
- ・ 岩国飛行場
- ・ 佐世保海軍施設
- ・ 立神港区
- ・ キャンプ・シュワブ
- ・ キャンプ・ハンセン
- ・ 嘉手納飛行場
- ・ キャンプ瑞慶覧
- ・ 普天間飛行場

【連絡先】 03-3268-3111（代表）

## (1) 自衛隊施設関係

防衛政策局 運用政策課長 米山 栄一 (20540)  
運用政策課先任部員 堀江 雅司 (20541)

## (2) 在日米軍施設・区域関係

地方協力局 地方協力企画課長 品川 高浩 (36250)  
地方協力企画課先任部員 松浦 紀光 (36041)